

審査報告書

シアントラニリプロール

平成28年3月11日

農林水産省消費・安全局農産安全管理課

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

本審査報告書は、新規有効成分シアントラニリプロールを含む製剤の登録に際して、申請者の提出した申請書、添付書類及び試験成績に基づいて実施した審査の結果をとりまとめたものです。

本審査報告書の一部には、シアントラニリプロールの食品健康影響評価（食品安全委員会）、残留農薬基準の設定（厚生労働省）並びに水産動植物被害防止及び水質汚濁に係る登録保留基準の設定（環境省）における評価結果の一部を引用するとともに、それぞれの評価結果の詳細を参照できるようリンク先を記載しています。これらの評価結果を引用する場合は、各機関の評価結果から直接引用するようにお願いします。

なお、本審査報告書では、「放射性炭素（ ^{14}C ）で標識したシアントラニリプロール及び当該物質の代謝・分解により生じた ^{14}C を含む物質」について「放射性物質」と表記していますが、他機関の評価結果の引用に際して、別の表現で記述されている場合は、用語の統一を図るため、意味に変更を生じないことを確認した上で、「放射性物質」に置き換えて転記しています。

食品健康影響評価（食品安全委員会）

（URL：<http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20130130013>）

残留農薬基準の設定（厚生労働省）

（URL：<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzentu/0000072124.pdf>）

水産動植物被害防止に係る農薬登録保留基準の設定（環境省）

（URL：http://www.env.go.jp/water/sui-kaitei/kijun/rv/s24_cyantraniliprole.pdf）

水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定（環境省）

（URL：http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku_kijun/rv/s25_cyantraniliprole.pdf）

Most of the summaries and evaluations contained in this report are based on unpublished proprietary data submitted for registration to the Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japan. A registration authority outside of Japan should not grant a registration on the basis of an evaluation unless it has first received authorization for such use from the owner of the data submitted to the Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japan or has received the data on which the summaries are based, either from the owner of the data or from a second party that has obtained permission from the owner of the data for this purpose.

目次

	頁
I. 申請に対する登録の決定	1
1 登録決定に関する背景	1
1.1 申請	1
1.2 提出された試験成績及び資料の要件の確認	1
1.3 基準値等の設定	1
1.3.1 ADI の設定	1
1.3.2 食品中の残留農薬基準の設定	2
1.3.3 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定	3
1.3.4 水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定	4
1.3.5 農薬登録保留要件（農薬取締法第3条第1項）との関係	4
2. 登録の決定	5
II. 審査報告	15
1. 審査報告書の対象農薬及び作成目的	15
1.1 審査報告書作成の目的	15
1.2 有効成分	15
1.2.1 申請者	15
1.2.2 登録名	15
1.2.3 一般名	15
1.2.4 化学名	15
1.2.5 コード番号	15
1.2.6 分子式、構造式、分子量	15
1.3 製剤	16
1.3.1 申請者	16
1.3.2 名称及びコード番号	16
1.3.3 製造者	16

1.3.4	剤型	17
1.3.5	用途	17
1.3.6	組成	17
1.4	農薬の使用方法	17
1.4.1	使用分野	17
1.4.2	適用害虫への効果	17
1.4.3	申請された内容の要約	18
1.4.4	諸外国における登録に関する情報	19
2.	審査結果	20
2.1	農薬の基本情報	20
2.1.1	農薬の基本情報	20
2.1.2	物理的・化学的性状	20
2.1.2.1	有効成分の物理的・化学的性状	20
2.1.2.2	代謝物 B の物理的・化学的性状	21
2.1.2.3	代謝物 F の物理的・化学的性状	22
2.1.2.4	代謝物 G の物理的・化学的性状	22
2.1.2.5	製剤の物理的・化学的性状	23
2.1.2.6	製剤の経時安定性	26
2.1.3	使用方法の詳細	27
2.1.4	分類及びラベル表示	29
2.2	分析法	31
2.2.1	原体	31
2.2.2	製剤	31
2.2.3	作物	32
2.2.3.1	分析法	32
2.2.3.2	保存安定性	48
2.2.4	土壌	53
2.2.4.1	分析法	53
2.2.4.2	保存安定性	57

2.2.5	田面水	59
2.2.5.1	分析法	59
2.2.5.2	保存安定性	60
2.3	ヒト及び動物の健康への影響	61
2.3.1	ヒト及び動物の健康への影響	61
2.3.1.1	動物代謝	61
2.3.1.2	急性毒性	67
2.3.1.3	短期毒性	68
2.3.1.4	遺伝毒性	73
2.3.1.5	長期毒性及び発がん性	74
2.3.1.6	生殖毒性	77
2.3.1.7	生体機能への影響	79
2.3.1.8	その他の試験	80
2.3.1.9	代謝物の毒性	82
2.3.1.10	製剤の毒性	83
2.3.2	ADI	84
2.3.3	水質汚濁に係る農薬登録保留基準	86
2.3.3.1	農薬登録保留基準値	86
2.3.3.2	水質汚濁予測濃度と農薬登録保留基準値の比較	86
2.3.4	使用時安全性	86
2.4	残留	92
2.4.1	残留農薬基準値の対象となる化合物	92
2.4.1.1	植物代謝	92
2.4.1.2	家畜代謝〈参考データ〉	109
2.4.1.3	規制対象化合物	118
2.4.2	消費者の安全に関わる残留	118
2.4.2.1	作物	118
2.4.2.2	家畜	140
2.4.2.3	魚介類	140

2.4.2.4	後作物	141
2.4.2.5	暴露評価	144
2.4.3	残留農薬基準値	146
2.5	環境動態	149
2.5.1	環境中動態の評価対象となる化合物	149
2.5.1.1	土壌中	149
2.5.1.2	水中	149
2.5.2	土壌中における動態	149
2.5.2.1	土壌中動態	149
2.5.2.1.1	好氣的湛水土壌	150
2.5.2.1.2	好氣的土壌	154
2.5.2.1.3	嫌氣的土壌	158
2.5.2.2	土壌残留	161
2.5.2.3	土壌吸着	164
2.5.2.3.1	シアントラニリプロールの土壌吸着	165
2.5.2.3.2	代謝物 G の土壌吸着	166
2.5.3	水中における動態	166
2.5.3.1	加水分解	166
2.5.3.2	水中光分解	168
2.5.3.3	水質汚濁性	171
2.5.3.4	水産動植物被害予測濃度	173
2.5.3.4.1	第 1 段階	173
2.5.3.4.2	第 2 段階	175
2.5.3.5	水質汚濁予測濃度	176
2.6	標的外生物に対する影響	178
2.6.1	鳥類への影響	178
2.6.2	水生生物に対する影響	178
2.6.2.1	原体の水産動植物への影響	178
2.6.2.2	水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準	180

2.6.2.2.1	農薬登録保留基準値	180
2.6.2.2.2	水産動植物被害予測濃度と農薬登録保留基準値の比較	180
2.6.2.3	製剤の水産動植物への影響	180
2.6.3	節足動物への影響	182
2.6.3.1	ミツバチ	182
2.6.3.2	マメコバチ	183
2.6.3.3	蚕	184
2.6.3.4	天敵昆虫等	185
2.7	薬効及び薬害	186
2.7.1	薬効	186
2.7.2	対象作物への薬害	189
2.7.3	周辺農作物への薬害	195
2.7.4	後作物への薬害	197
別添 1	用語及び略語	198
別添 2	代謝物等一覧	202
別添 3	審査資料一覧	208

I. 申請に対する登録の決定

1. 登録決定に関する背景

1.1 申請

農林水産大臣は、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づき、平成 24 年 1 月 5 日、新規有効成分シアントラニリプロールを含む製剤（デュポン ベネビア OD（シアントラニリプロール 10.3 %水和剤）、デュポン ベリマーク SC（シアントラニリプロール 18.7 %水和剤）、デュポン エクシレル SE（シアントラニリプロール 10.2 %水和剤）、パディート箱粒剤（シアントラニリプロール 0.75 %粒剤）及びデュポンエスペランサ（シアントラニリプロール 18.7 %水和剤））の登録申請を受けた。

1.2 提出された試験成績及び資料の要件の確認

デュポン ベネビア OD、デュポン ベリマーク SC、デュポン エクシレル SE、パディート箱粒剤及びデュポンエスペランサの申請に際して、提出された試験成績及び資料については、以下の通知に基づき要求項目及びガイドラインを満たしていた。

- ・農薬の登録申請に係る試験成績について
（平成 12 年 11 月 24 日付け 12 農産第 8147 号農林水産省農産園芸局長通知）
- ・「農薬の登録申請に係る試験成績について」の運用について
（平成 13 年 10 月 10 日付け 13 生産第 3986 号農林水産省生産局生産資材課長通知）
- ・農薬の登録申請書等に添付する資料等について
（平成 14 年 1 月 10 日付け 13 生産第 3987 号農林水産省生産局長通知）
- ・「農薬の登録申請書等に添付する資料等について」の運用について
（平成 14 年 1 月 10 日付け 13 生産第 3988 号農林水産省生産局生産資材課長通知）

1.3 基準値等の設定

1.3.1 ADI の設定

食品安全委員会は、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）に基づき、農薬取締法に基づく登録申請に伴う残留農薬基準設定及びシアントラニリプロールの国外における使用に伴う食品中の残留農薬基準（インポートトレランス）設定に係る食品健康影響評価の結果として、以下のとおりシアントラニリプロールの ADI（一日摂取許容量）を設定し、平成 25 年 8 月 26 日付けで厚生労働大臣に通知した。

ADI 0.0096 mg/kg 体重/日

（参照）食品健康影響評価の結果の通知について

（平成 25 年 8 月 26 日付け府食第 695 号食品安全委員会委員長通知）

（URL：<http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20130130013>）

1.3.2 食品中の残留農薬基準の設定

厚生労働大臣は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づき、シアントラニリプロールの食品中の残留農薬基準を以下のとおり設定し、平成 26 年 10 月 3 日付けで告示した（平成 26 年 10 月 3 日厚生労働省告示第 390 号）。

基準値設定対象：シアントラニリプロール

食品中の残留基準

食品名	残留基準値 (ppm)
米（玄米をいう。） ¹⁾	0.05
大豆 ¹⁾	0.05
ばれいしょ ²⁾	0.2
かんしょ ²⁾	0.2
やまいも（長いもをいう。） ²⁾	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根 ¹⁾	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉 ¹⁾	10
はくさい ¹⁾²⁾	3
キャベツ ¹⁾	1
カリフラワー ²⁾	3
ブロッコリー ¹⁾	2
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。） ¹⁾	10
たまねぎ ²⁾	0.04
ねぎ（リーキを含む。） ²⁾	8
セロリ ²⁾	20
トマト ¹⁾²⁾	2
ピーマン ²⁾	2
なす ¹⁾²⁾	2
きゅうり（ガーキンを含む。） ¹⁾	0.3
かぼちゃ（スカッシュを含む。） ²⁾	0.4
すいか ²⁾	0.02
メロン類果実 ²⁾	0.02
その他のうり科野菜 ²⁾	0.4
ほうれんそう ²⁾	20
えだまめ ¹⁾	2
みかん ¹⁾	0.1
なつみかんの果実全体 ¹⁾	0.7
レモン ¹⁾²⁾	0.7
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。） ¹⁾²⁾	0.7

シアントラニリプロールー I. 申請に対する登録の決定

食品名	残留基準値 (ppm)
グレープフルーツ ¹⁾²⁾	0.7
ライム ¹⁾²⁾	0.7
その他のかんきつ類果実 ¹⁾	0.7
りんご ¹⁾	0.5
日本なし ¹⁾	1
西洋なし ¹⁾²⁾	2
もも ¹⁾	0.2
ネクタリン ¹⁾	1
あんず (アプリコットを含む。) ²⁾	0.5
すもも (プルーンを含む。) ²⁾	0.5
うめ ²⁾	0.5
おうとう (チェリーを含む。) ¹⁾²⁾	6
いちご ¹⁾	1
ブルーベリー ²⁾	4
ぶどう ¹⁾	2
ひまわりの種子 ²⁾	2
なたね ²⁾	2
アーモンド ²⁾	0.04
くるみ ²⁾	0.04
茶 ¹⁾	30
その他のスパイス ¹⁾	3

1) : 登録申請 (平成 24 年 1 月 5 日付け) に伴い残留農薬基準値設定を要請した食品

2) : インポートトレランス申請の基準値設定依頼がなされた食品

(参照) 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について (平成 26 年 10 月 3 日付け食安発 1003 第 1 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)

(URL : <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000060420.pdf>)

1.3.3 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定

環境大臣は、農薬取締法に基づき、シアントラニリプロールの水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準を以下のとおり設定し、平成 25 年 6 月 13 日に告示した (平成 25 年 6 月 13 日環境省告示第 62 号)。

登録保留基準値 1.8 µg/L

(参照) 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準について

(URL : <http://www.env.go.jp/water/sui-kaitei/kijun.html>)

1.3.4 水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定

環境大臣は、農薬取締法に基づき、シアントラニリプロールの水質汚濁に係る農薬登録保留基準を以下のとおり設定し、平成 26 年 5 月 16 日に告示した（平成 26 年 5 月 16 日環境省告示第 65 号）

農薬登録保留基準値 0.025 mg/L

（参照）水質汚濁に係る農薬登録保留基準について

（URL：http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku_kijun/kijun.html）

1.3.5 農薬登録保留要件（農薬取締法第 3 条第 1 項）との関係

デュポン ベネビア OD、デュポン バリマーク SC、デュポン エクシレル SE、パディート箱粒剤及びデュポンエスペランサについて、以下のとおり農薬取締法第 3 条第 1 項各号に該当する事例は、認められなかった。

- （1）申請書の記載事項に虚偽の事実はなかった（第 3 条第 1 項第 1 号）。
- （2）申請書に記載された使用方法及び使用上の注意事項に従い上記農薬を使用する場合、対象作物、周辺作物及び後作物に薬害を生じるおそれはないと判断した（第 3 条第 1 項第 2 号）。
- （3）申請書に記載された使用方法及び使用時安全に係る注意事項に従い上記農薬を使用する場合、使用者に危険を及ぼすおそれはないと判断した（第 3 条第 1 項第 3 号）。
- （4）申請書に記載された使用方法及び使用上の注意事項に従い上記農薬を使用する場合、農薬の作物残留の程度及び食品からの摂取量からみて、消費者の健康に影響を及ぼすおそれはないと判断した（第 3 条第 1 項第 4 号）。
- （5）申請書に記載された使用方法に従い上記農薬を使用する場合、農薬の土壌残留の程度からみて、後作物への残留が生じて消費者の健康に影響を及ぼすおそれはないと判断した（第 3 条第 1 項第 5 号）。
- （6）申請書に記載された使用方法、使用上の注意事項及び水産動植物に係る注意事項に従い上記農薬を使用する場合、農薬の公共用水域の水中における予測濃度からみて、水産動植物への被害が著しいものとなるおそれはないと判断した（第 3 条第 1 項第 6 号）。
- （7）申請書に記載された使用方法及び使用上の注意事項に従い上記農薬を使用する場合、農薬の公共用水域の水中における予測濃度及び魚介類中の推定残留濃度からみて、消費者の健康に影響を及ぼすおそれはないと判断した（第 3 条第 1 項第 7 号）。
- （8）上記農薬の名称は、主成分及び効果について誤解を生じるおそれはないと判断した（第 3 条第 1 項第 8 号）。
- （9）申請書に記載された使用方法に従い上記農薬を使用する場合、薬効は認められると判断した（第 3 条第 1 項第 9 号）。

(10) 上記農薬には、公定規格は定められていない（第3条第1項第10号）。

2. 登録の決定

農林水産大臣は、農薬取締法に基づき、デュポンエスペランサ（シアントラニリプロール 18.7 %水和剤）を平成 26 年 5 月 16 日に、デュポン ベネビア OD（シアントラニリプロール 10.3 %水和剤）、デュポン ベリマーク SC（シアントラニリプロール 18.7 %水和剤）、デュポン エクシレル SE（シアントラニリプロール 10.2 %水和剤）及びパディート箱粒剤（シアントラニリプロール 0.75 %粒剤）を平成 26 年 10 月 3 日に以下のとおり登録した。

デュポンエスペランサ

登録番号

第 23470 号

農薬の種類及び名称

種類 シアントラニリプロール水和剤

名称 デュポンエスペランサ

物理的・化学的性状

類白色水和性粘稠懸濁液体

有効成分の種類及び含有量

3-ブ^ロモ-1-(3-クロロ-2-ヒ^ロリジ^ル)-4'-シアノ-2'-メチル-6'-(メチルカルバ^ミモイル)ヒ^ロラゾ^{ール}-5-カルボ^キサニト^ロ
 18.7 %

その他の成分の種類及び含有量

水、界面活性剤等 81.3 %

適用病害虫の範囲及び使用方法

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	シアントラニリプロールを含む農薬の総使用回数
芝	ス ^ジ キ ^リ ヨ ^ウ シ ^バ ツ ^カ コ ^カ ネ ^シ 類幼虫	4000 倍 (薬量として 0.05 mL/m ²)	200 mL/m ²	発生前～ 発生初期	3 回以内	散布	3 回以内

使用上の注意事項

- 1) 使用の際は容器をよく振って均一な状態にしてから使用すること。
- 2) 使用量に合わせ薬液を調製し、使いきること。
- 3) 石灰硫黄合剤、ボルドー液等アルカリ性薬剤との混用はさけること。
- 4) 散布液調製後はできるだけ速やかに散布すること。

- 5) 過度の連用をさけ、可能な限り作用性の異なる薬剤やその他の防除手段を組み合わせ使用すること。
- 6) 蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないようにすること。
- 7) 空容器は圃場などに放置せず、3 回以上水洗し、環境に影響のないよう適切に処理すること。洗浄水はタンクに入れること。
- 8) 本剤の使用に当っては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合や異常気象時は、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法

- 1) 誤飲などのないよう注意すること。
- 2) 散布の際は手袋、長ズボン・長袖の作業衣などを着用して薬剤が皮膚に付着しないよう注意すること。
- 3) 公園等で使用する場合は、散布中及び散布後（少なくとも散布当日）に小児や散布に関係のない者が散布区域に立ち入らないよう縄囲いや立て札を立てるなど配慮し、人畜等に被害を及ぼさないよう注意を払うこと。

水産動植物に有毒な農薬については、その旨

使用残りの薬液が生じないように調製を行い、使いきることを。散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また、空容器、空袋等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。

引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨
通常の使用方法ではその該当がない。

貯蔵上の注意事項

直射日光をさけ、なるべく低温な場所に密栓して保管すること。

販売する場合にあつては、その販売に係る容器又は包装の種類及び材質並びに内容量
50 mL、100 mL、125 mL、250 mL、500 mL、1 L、2 L 各ポリエチレン瓶入り

デュポン ベネビア OD

登録番号

第 23553 号

農薬の種類及び名称

種類 シアントラニリプロール水和剤

名称 デュポン ベネビア OD

シアントラニプロール ― I. 申請に対する登録の決定

物理的・化学的性状

類白色水和性粘稠懸濁液体

有効成分の種類及び含有量

3-プロモ-1-(3-クロロ-2-ピリジル)-4'-シアノ-2'-メチル-6'-(メチルカルバモイル)ピラゾール-5-カルボキシニトリド
 10.3 %

その他の成分の種類及び含有量

水、界面活性剤等 89.7 %

適用病害虫の範囲及び使用方法

作物名	適用 病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用 方法	シアントラニプロールを含む 農薬の総使用回数				
キャベツ	コナガ アオムシ ヨトウムシ ハスモンヨトウ	2000～ 4000 倍	100～ 300 L/10 a	収穫前日 まで	3 回以内	散布	4 回以内 (定植時までの処理は 1 回以内、 定植後の散布は 3 回以内)				
	アザミウマ類 アブラムシ類	2000 倍						4 回以内 (は種時の土壌混和は 1 回以内、 散布は 3 回以内)			
はくさい	アブラムシ類								4 回以内 (は種時の土壌混和は 1 回以内、 散布は 3 回以内)		
だいこん							4 回以内 (定植時までの処理は 1 回以内、 定植後の散布は 3 回以内)				
ブロッコリー	アオムシ	2000～ 4000 倍						2000 倍			
	ハスモンヨトウ	2000 倍									
なす	アブラムシ類								2000 倍		
トマト	ハモグリバエ類 コナジラミ類									4 回以内 (定植時までの処理は 1 回以内、 定植後の散布は 3 回以内)	
きゅうり	アブラムシ類 コナジラミ類 ウリノメイガ										2000～ 4000 倍
レタス	ハモグリバエ										
	オオタマコガ ハスモンヨトウ								3 回以内		
いちご えだまめ	ハスモンヨトウ	3 回以内									
だいず			収穫 7 日前 まで								

使用上の注意事項

- 1) 使用前によく振ってから使用すること。

- 2) 使用量に合わせ薬液を調製し、使いきること。
- 3) 散布液調製後はできるだけ速やかに散布すること。
- 4) 石灰硫黄合剤、ボルドー液などアルカリ性薬剤との混用はさけること。
- 5) 使用液量は、対象作物の生育段階、栽培形態及び使用方法に合わせて調節すること。
- 6) 過度の連用をさけ、可能な限り作用性の異なる薬剤やその他の防除手段を組み合わせ使用すること。
- 7) 蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないようにすること。
- 8) ミツバチに対して影響を与える恐れがあるので、散布の際はミツバチ及び巣箱にかからないようにすること。また、散布直後から 1 日後まではミツバチを散布区域外に移動させるか、巣門を閉じること。
- 9) つまみ菜・間引き菜には使用しないこと。
- 10) 空容器は圃場などに放置せず、3 回以上水洗し、環境に影響のないよう適切に処理すること。洗浄水はタンクに入れること。
- 11) 本剤の使用に当っては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、とくに初めて使用する場合は、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法

- 1) 誤飲などのないよう注意すること。
- 2) 本剤は眼に対して刺激性があるので眼に入らないよう注意すること。
眼に入った場合には直ちに水洗し、眼科医の手当を受けること。
- 3) 本剤は皮膚に対して弱い刺激性があるので皮膚に付着しないよう注意すること。
付着した場合には直ちに石けんでよく洗い落とすこと。
- 4) 散布の際は農薬用マスク、手袋、長ズボン・長袖の作業衣などを着用すること。
作業後は直ちに手足、顔などを石けんでよく洗い、洗眼・うがいをするとともに衣服を交換すること。
- 5) 作業時に着用していた衣服等は他のものとは分けて洗濯すること。
- 6) かぶれやすい体質の人は取扱いに十分注意すること。

水産動植物に有毒な農薬については、その旨

使用残りの薬液が生じないように調製を行い、使いきること。散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また、空容器等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。

引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨
通常の使用方法ではその該当がない。

貯蔵上の注意事項

直射日光をさけ、なるべく低温な場所に密栓して保管すること。

シアントラニリプロールー I. 申請に対する登録の決定

販売する場合にあつては、その販売に係る容器又は包装の種類及び材質並びに内容量

100 mL、250 mL、500 mL、1 L、2 L 各ポリエチレン瓶入り

5 L、20 L 各ポリエチレン缶入り

デュポン ベリマーク SC

登録番号

第 23556 号

農薬の種類及び名称

種類 シアントラニリプロール水和剤

名称 デュポン ベリマーク SC

物理的・化学的性状

類白色水和性粘稠懸濁液体

有効成分の種類及び含有量

3-ブ^ロモ-1-(3-クロロ-2-ピ^リジ^ル)-4'-シアノ-2'-メチル-6'-(メチルカルバ^ミモイル)ピ^ラゾ^{ール}-5-カルボ^キサニト^リ
 18.7 %

その他の成分の種類及び含有量

水、界面活性剤等 81.3 %

適用病害虫の範囲及び使用方法

作物名	適用 病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用方法	シアントラニリプロールを含む 農薬の総使用回数
キャベツ	ハスモンヨトウ ネギアザミヤ アブラムシ類	400 倍	セル成型育苗トレイ 1 箱 または ペーパーポット 1 冊 (約 30×60 cm、使 用土壌約 1.5～4 L) 当り 0.5 L	育苗期後半 ～定植当日	1 回	灌注	4 回以内 (定植時までの処理 は 1 回以内、定植後 の散布は 3 回以内)
はくさい	アブラムシ類						
ブロッコリー	コナガ アオムシ ネギアザミヤ						
レタス	オタマコガ ナメクジハエ						
なす	アブラムシ類						
トマト きゅうり	アブラムシ類 コナジラミ類		1 株当り 25 mL				

使用上の注意事項

- 1) 使用前によく振ってから使用すること。

- 2) 使用量に合わせ薬液を調製し、使いきること。
- 3) 薬液調製後はできるだけ速やかに使用すること。
- 4) 石灰など、アルカリ性肥料との同時施用はさけること。
- 5) 過度の連用を避け、可能な限り作用性の異なる薬剤やその他の防除手段を組み合わせで使用すること。
- 6) 蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないようにすること。
- 7) 空容器は圃場などに放置せず、3 回以上水洗し、環境に影響のないよう適切に処理すること。洗浄水はタンクに入れること。
- 8) 本剤の使用に当っては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、とくに初めて使用する場合は、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法

- 1) 誤飲などのないよう注意すること。
- 2) 使用の際は手袋、長ズボン・長袖の作業衣などを着用して薬剤が皮膚に付着しないよう注意すること。

水産動植物に有毒な農薬については、その旨

使用残りの薬液が生じないように調製を行い、使いきること。散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また、空容器等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。

引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨
通常の使用方法ではその該当がない。

貯蔵上の注意事項

直射日光をさけ、なるべく低温な場所に密栓して保管すること。

販売する場合にあっては、その販売に係る容器又は包装の種類及び材質並びに内容量

50 mL、100 mL、250 mL、500 mL、1 L、3 L 各ポリエチレン瓶入り

10 L ポリエチレン缶入り

デュポン エクシレル SE

登録番号

第 23560 号

農薬の種類及び名称

種類 シアントラニリプロール水和剤

名称 デュポン エクシレル S E

物理的・化学的性状

類白色水和性粘稠懸濁液体

有効成分の種類及び含有量

3-プロモ-1-(3-クロロ-2-ピリジル)-4'-シアノ-2'-メチル-6'-(メチルカルバモイル)ピラゾール-5-カルボキシニトリド
 10.2 %

その他の成分の種類及び含有量

水、界面活性剤等 89.8 %

適用病害虫の範囲及び使用方法

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	シアントラニプロールを含む農薬の総使用回数
りんご	モモンクイガ ハマキムシ類	2500～ 5000 倍	200～ 700 L/10 a	収穫前日 まで	3 回以内	散布	3 回以内
	キンモンホリガ ギンモンハモグリガ	5000 倍					
もも ネクタリン	モモハモグリガ	2500～ 5000 倍					
なし	ハマキムシ類						
おうとう	ハマキムシ類 オウトウショウショウバエ	2500 倍					
ぶどう	ハスモンヨトウ	2500～ 5000 倍					
かんきつ	チャノキイロアザミウマ アゲハ類 ミカンハモグリガ ミカンキジラミ	5000 倍					
茶	ヨモギエダシヤク	2000 倍	200～ 400 L/10 a	摘採 7 日前 まで	1 回		1 回

使用上の注意事項

- 1) 使用前によく振ってから使用すること。
- 2) 使用量に合わせ薬液を調製し、使いきること。
- 3) 散布液調製後はできるだけ速やかに散布すること。
- 4) 石灰硫黄合剤、ボルドー液などアルカリ性薬剤との混用はさけること。
- 5) 使用液量は、対象作物の生育段階、栽培形態及び使用方法に合わせて調節すること。
- 6) ぶどうの幼果期（小豆大）から果粒肥大期の散布は、果粉の溶脱のおそれがあるので使用しないこと。新梢伸長期から小豆大期前および袋かけ以降に使用すること。
- 7) 過度の連用をさけ、可能な限り作用性の異なる薬剤やその他の防除手段を組み合わせ使用すること。

- 8) 蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないようにすること。
- 9) ミツバチに対して影響を与える恐れがあるので、散布の際はミツバチ及び巣箱にかからないようにすること。また、散布直後から1日後まではミツバチを散布区域外に移動させるか、巣門を閉じること。
- 10) マメコバチに対して影響を与える恐れがあるので、マメコバチの訪花期間中は散布しないこと。
- 11) 適用作物群に含まれる作物又はその新品種に本剤をはじめて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してからしようにすること。なお、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- 12) 空容器は圃場などに放置せず、3回以上水洗し、環境に影響のないよう適切に処理すること。洗浄水はタンクに入れること。
- 13) 本剤の使用に当っては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、とくに初めて使用する場合は、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法

- 1) 誤飲などのないよう注意すること。
- 2) 本剤は眼に対して刺激性があるので眼に入らないよう注意すること。
眼に入った場合には直ちに水洗し、眼科医の手当を受けること。
- 3) 本剤は皮膚に対して刺激性があるので皮膚に付着しないよう注意すること。付着した場合には直ちに石けんでよく洗い落とすこと。
- 4) 散布の際は農薬用マスク、手袋、長ズボン・長袖の作業衣などを着用すること。
作業後は直ちに手足、顔などを石けんでよく洗い、洗眼・うがいをするとともに衣服を交換すること。
- 5) 作業時に着用していた衣服等は他のものとは分けて洗濯すること。
- 6) かぶれやすい体質の人は取扱いに十分注意すること。

水産動植物に有毒な農薬については、その旨

使用残りの薬液が生じないように調製を行い、使いきることを。散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また、空容器等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。

引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨
通常の使用方法ではその該当がない。

貯蔵上の注意事項

直射日光をさけ、なるべく低温な場所に密栓して保管すること。

シアントラニリプロールー I. 申請に対する登録の決定

販売する場合にあつては、その販売に係る容器又は包装の種類及び材質並びに内容量
 100 mL、200 mL、250 mL、500 mL、2 L 各ポリエチレン瓶入り
 5 L、20 L 各ポリエチレン缶入り

パディート箱粒剤

登録番号

第 23564 号

農薬の種類及び名称

種類 シアントラニリプロール粒剤

名称 パディート箱粒剤

物理的・化学的性状

類白色細粒

有効成分の種類及び含有量

3-ブ^ロモ-1-(3-クロロ-2-ヒ^ロリジ^ル)-4'-シアノ-2'-メチル-6'-(メチルカルバ^モイル)ヒ^ロラゾ^{ール}-5-カルボ^キサニ^リト^ド
 0.75 %

その他の成分の種類及び含有量

鉱物質微粉等 99.25 %

適用病害虫の範囲及び使用方法

作物名	適用 病害虫名	使用量	使用時期	本剤の 使用回数	使用方法	シアントラニリプロールを含む 農薬の総使用回数
稲 (箱育苗)	コブノメイガ イネト ^ロ イシ イネミズゾウムシ ニカメイチュウ	育苗箱 (30×60×3 cm、 使用土壌約 5 L) 1 箱当り 50 g	移植 3 日前～ 移植当日	1 回	育苗箱の上から 均一に散布する。	1 回

使用上の注意事項

- 1) 使用量に合わせ秤量し、使いきることを。
- 2) 育苗箱の上から均一に散布し、軽く灌水してから移植すること。
- 3) 空袋は圃場などに放置せず、環境に影響のないよう適切に処理すること。
- 4) 本剤の使用に当っては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、とくに初めて使用する場合は、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法

散布の際は手袋、長ズボン・長袖の作業衣などを着用して薬剤が皮膚に付着しないよう注意すること。

水産動植物に有毒な農薬については、その旨

この登録に係る使用方法では該当がない。

引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨

通常的使用方法ではその該当がない。

貯蔵上の注意事項

直射日光をさけ、なるべく低温で乾燥した場所に密封して保管すること。

販売する場合にあつては、その販売に係る容器又は包装の種類及び材質並びに内容量

1 kg、3 kg、5 kg、10 kg 各クラフト加工紙袋入り